

保育料算定方法の変更のお知らせ

～年少扶養控除の「みなし適用」の廃止～

匝瑳市では、平成22年度の国の税制改正により年少扶養控除^(※1)が廃止された以降におきましても、子育て世帯における経済的負担に影響が生じることがないように年少扶養控除の「みなし適用」により保育所の保育料算定上の税額を減額調整し、保育料への影響を可能な限り生じさせないよう対応してきました。

しかしながら、平成27年4月に施行された国の子ども・子育て支援新制度において、年少扶養控除の「みなし適用」が廃止されたため、匝瑳市では平成28年度分の保育料から年少扶養控除の「みなし適用」を行わないで保育料を算定することとなりますので、お知らせします。

(※1) 年少扶養控除とは

税制上の所得控除のうちのひとつ。従来は、年少扶養親族(0歳から15歳まで)を対象として、一定の所得控除(所得税は380,000円、住民税は330,000円)が認められていましたが、平成22年度税制改正において、当時の子ども手当の創設に伴って廃止となりました。

【保育料算定方法の変更に係る試算例】

家族構成…夫婦と子ども2人(※2)

(※2) 妻は夫の税の扶養の範囲で就労、子どもは5歳(兄)と2歳(弟)(2人とも保育所入所・保育短時間認定)

想定内容	H28. 3月まで	H28. 4月以降
年収(夫の給与収入)	5,000,000円	
社会保険料の年間支払額	500,000円	
生命保険料控除額	35,000円(年間支払額は10万円を想定)	
配偶者控除額	330,000円	
基礎控除額	330,000円	
調整控除額	1,500円	
市民税所得割課税額(※3)	94,800円	134,400円
保育料月額(※4)	(兄)21,600円・(弟)14,250円	(兄)22,600円・(弟)18,900円

(※3) 市民税所得割課税額の左欄の金額は、「みなし適用」があった場合の保育料の算定上の税額です。実際の税額は右欄の金額となります。

(※4) 小学校就学前の範囲で子どもが2人以上いる世帯の2人目の保育料は半額となるため、この例でいう弟の保育料は本来の保育料の半額となります。

なお、保育料月額については、裏面の「匝瑳市保育所保育料一覧表」をご参照ください。

●保育料の軽減策

市	・18歳未満の範囲で子どもが3人以上いる世帯の3人目以降は無料
国	・小学校就学前の範囲で子どもが2人以上いる世帯の2人目は半額、3人目以降は無料 ・生活保護世帯や、ひとり親世帯で市民税非課税世帯は無料
	(平成28年度からの追加施策) ・第1子の年齢にかかわらず、年収約360万円未満相当の世帯の第2子は半額、第3子以降は無料 ・第1子の年齢にかかわらず、ひとり親世帯で年収約360万円未満相当の世帯の第1子は半額、第2子以降は無料

匠瑳市保育所保育料一覧表

階層区分		3歳未満児		3歳		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2	市民税非課税世帯	5,000円	5,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
第3	市民税均等割のみ (所得税非課税)	10,500円	10,300円	7,500円	7,300円	7,500円	7,300円
第4	市民税所得割課税額 48,600円未満 (所得税非課税)	14,000円	13,700円	11,000円	10,800円	11,000円	10,800円
第5	市民税所得割課税額 60,700円未満	16,500円	16,200円	14,000円	13,700円	14,000円	13,700円
第6	市民税所得割課税額 72,800円未満	18,500円	18,100円	15,500円	15,200円	15,500円	15,200円
第7	市民税所得割課税額 84,900円未満	26,500円	26,000円	21,500円	21,100円	21,500円	21,100円
第8	市民税所得割課税額 97,000円未満	29,000円	28,500円	25,000円	24,500円	22,000円	21,600円
第9	市民税所得割課税額 121,000円未満	31,000円	30,400円	25,500円	25,000円	22,500円	22,100円
第10	市民税所得割課税額 145,000円未満	38,500円	37,800円	26,500円	26,000円	23,000円	22,600円
第11	市民税所得割課税額 169,000円未満	42,500円	41,700円	27,500円	27,000円	23,500円	23,100円
第12	市民税所得割課税額 235,000円未満	43,500円	42,700円	28,500円	28,000円	24,000円	23,500円
第13	市民税所得割課税額 301,000円未満	44,500円	43,700円	29,500円	28,900円	24,500円	24,000円
第14	市民税所得割課税額 397,000円未満	45,000円	44,200円	30,000円	29,400円	25,000円	24,500円
第15	市民税所得割課税額 397,000円以上	46,000円	45,200円	31,000円	30,400円	26,000円	25,500円